

告示

埼玉県告示第三百三十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 トリッ	03A086337	免税証の種類	免税証の記号及び番号
		枚数	一枚
		用途	農業
		有効期間	令和七年十月一日 ～ 令和八年九月三十日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称		埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号 ほくさい農業協同組合 行田燃料配送センター	
免税証を交付した事務所		亡失年月日	
埼玉県自動車税事務所		令和八年三月三十一日	